「北上川水系河川整備学識者懇談会・上流部会・下流部会」に関する傍聴規定

- 1. 「北上川水系河川整備学識者懇談会・上流部会・下流部会」(以下「懇談会」という) は公開とする。
- 2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2)傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3)一般傍聴人の定員は、会場の状況により座長又は部会長が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれが あると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 懇談会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と 可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、懇談会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他懇談会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行 為をしないこと。
 - (6) 傍聴人は、懇談会で非公開とする議題があったときは、座長又は 部会長の指示により速やかに退場しなければならない。
- (7) 傍聴人は、懇談会の傍聴に当たっては、座長又は部会長及び事務 局の指示に従わなければならない。
- (8) 座長又は部会長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。